

## 《別記》

### 「青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地としない条例制定」に関する公開質問状

- (1) 私たちは、青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地としない、青森県の意味を県内外に明らかにし法的根拠のある県条例を制定すべきと考えます。  
貴職は、県議会で「県条例を制定する考えはない」と答弁しているが、現在もそのように考えているのか、貴職の考え方について伺います。
- (2) 貴職は、国から青森県知事に、青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地としない確約文書が出されていることが、青森県が最終処分地とならない担保である旨を県議会で答弁していますが、より確実な国の担保として法的根拠のある、立法措置を国に求めるべきと考えますが、貴職の見解を伺います。
- (3) 貴職は、高レベル放射性廃棄物（海外返還廃棄物）の一時貯蔵期間が30年から50年については、事業者との安全協定に明記されているから順守される旨を県議会で答弁していますが、より確実な担保として、福島原発事故除染土の中間貯蔵施設のように、法的根拠のある立法措置を国に求めるべきと考えますが、貴職の見解を伺います。  
（参考 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法、平成15年法律第44号）
- (4) 北海道を最終処分地としない旨の国の確約文書が平成10年12月に北海道知事に出されています。にもかかわらず、国が昨年北海道寿都町及び神恵内村で文献調査を開始したことは、国の確約文書は担保にならず、北海道との約束を反故にするものと考えます。  
国の対応に対する貴職の見解を伺います。
- (5) むつ市で計画が進められている、使用済燃料中間貯蔵施設について、電気事業連合会と国が、昨年12月18日に、貴職とむつ市長に対し、同施設を全国の原子力発電所で「共同利用」したいと説明に来ました。  
これは、平成17年5月16日開催の県議会全員協議会及びその後の立地協定で示された「東京電力及び日本原電の2社のみで利用」の約束を反故にする内容と考えますが、貴職の見解を伺います。
- (6) 去る4月13日に菅政権は、福島原発事故汚染水を福島県海沖に放出することを決定しました。これは、平成15年8月に国と東京電力が、福島県漁連に文書で「関係者の理解なしにいかなる処分もおこなわない」との約束を反故にするものと考えますが、貴職の見解を伺います。
- (7) 前問の4、5、6で述べたように国、事業者が関係自治体及び関係者との約束を反故にする姿勢と対応をみれば、国と事業者は全く信用できず、国の確約文書が守られ、事業者との安全協定

による一時貯蔵期間が順守される担保はないと考えますが、貴職の見解を伺います。

( 8 ) 一時貯蔵期間は、最短で30年とされていることから遅くとも2025年4月25日までは、また最長で50年とされていることから遅くとも、2045年4月25日までは最終処分場が操業されなければならない、残り約3年9カ月、23年9カ月となった、最終処分場操業までには、調査、建設に30年程度必要とされていることから、今後の具体的なスケジュールを国、事業者から説明を受けていますか、受けていなければ求めるべきと考えますが、貴職の見解を伺います。

( 9 ) 使用済燃料については覚書により「再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には」施設外に搬出すると取り決めていますが。

ところが、同じ高レベル放射性廃棄物でありながら、再処理工場で作られる高レベルガラス固化体の搬出については、青森県と日本原燃や国との間で何らの取り決めがなされていません。

日本原燃は再処理工場の運用期間を80年間予定しているようですが、再処理工場内の高レベルガラス固化体についてどのような処分方策を立てているか、貴職の見解を伺います。

( 10 ) 最終処分場に関する安全審査指針、基準等の法制度の整備スケジュール及び地下300m以深に200km～300kmのトンネルを建設するなどの処分場の具体的内容等の設計図とその公表時期を貴職は、国から説明を受けていますか。受けていなければ求めるべきと考えますが、貴職の見解を伺います。

( 11 ) 前問8、9で指摘した具体的なスケジュールや安全審査に関する法制度及び処分場の設計図等が公表されないのでは、最終処分場に関する国民の理解が進まず、当該自治体の首長や住民が判断するにも判断材料が不十分で、処分地の選定が困難になると考えますが、貴職の見解を伺います。

( 12 ) 文献調査が行われている北海道寿都町及び神恵内村では概要調査に進む際には、住民投票を実施する予定であります。

処分地選定の段階毎に当該自治体市町村長と知事の同意が必要とされており、その都度に住民投票が実施されることも予想され、30年程度で処分場が操業されるとの計画期間は更に延びると考えますが、一時貯蔵に対する影響について、貴職の見解を伺います。

( 13 ) 最近、北海道文献調査対象自治体周辺の自治体及び岩手県三陸地域自治体等で「核のゴミ搬入拒否」を制定する自治体が増えています。

また、原発立地自治体では原発立地当初から「核のゴミの立地地域以外への搬出」を原則としている状況を踏まえれば、最終処分地の選定は極めて困難と考えますが、貴職の見解を伺います。

( 14 ) 貴職は、遅くとも、2045年4月25日までに最終処分場が操業されると確信しているのか。確信しているとすれば、その具体的な根拠と保証について伺います。

以上。